

<報道発表資料>

令和2年12月24日

死亡野鳥におけるA型インフルエンザ簡易検査陽性について

令和2年12月23日、ときがわ町日影地内で回収されたフクロウ1羽の死亡個体について、埼玉県で簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性反応が出ました。これに伴い、下記のとおり環境省から野鳥監視重点区域が指定されたので、本日より区域内の監視を強化します。

なお、病原性を確認するための確定検査はこれから環境省により、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で実施する予定です。結果判明には1週間程度かかる見込みです。

※ 現時点では、簡易検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

1 主な経緯

(1) 死亡個体の確認地点

ときがわ町日影

(2) 経緯

12月23日（水）

- ・東松山環境管理事務所が、住民によりときがわ町役場に持ち込まれたフクロウ1羽の死亡個体を回収。

12月24日（木）

- ・本日、埼玉県鳥獣保護センターにおいて簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性と判明。
- ・同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において確定検査を実施予定。

2 今後の対応

(1) 野鳥に係る対応

- ・環境省によりときがわ町を中心として指定された野鳥監視重点区域（当該死亡野鳥が回収された場所を中心とする半径10km圏内）において、野鳥の監視を強化する。

- ・野鳥監視重点区域該当市町村
熊谷市、秩父市、飯能市、東松山市、深谷市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、東秩父村、寄居町

(2) 家きんに係る対応

- ・野鳥監視重点区域に含まれる家きん飼養農場に対し、注意喚起を実施。
- ・併せて、農場への野鳥等の侵入防止対策、消毒実施及び異常家きん発生時の早期通報の徹底を指導。

3 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられています。
- ・日常生活において、鳥の糞便等にふれた場合には、手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありません。
- ・なお、現場での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

<参考> 関連情報

- 環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

<問い合わせ先>

環境部みどり自然課（野鳥に関すること）
野生生物担当 窪田・加島
内線 3143 外線 048-830-3143

農林部畜産安全課（家きんに関すること）
家畜衛生担当 加藤・伊藤
内線 4175 外線 048-830-4175